

## ホール利用料金

区分/時間		9時～12時	13時～17時	9時～17時	18時～22時	13時～22時	9時～22時
		A	P	AP	N	PN	APN
平日	A	9,840円	13,130円	22,970円	17,740円	30,870円	40,710円
	B	14,780円	19,710円	34,490円	26,610円	46,320円	61,100円
	C	19,700円	26,280円	45,980円	35,480円	61,760円	81,460円
	D	29,560円	39,430円	68,990円	53,230円	92,660円	122,220円
土・日・祝	A	12,310円	16,420円	28,730円	22,180円	38,600円	50,910円
	B	18,470円	24,650円	43,120円	33,270円	57,920円	76,390円
	C	24,630円	32,860円	57,490円	44,370円	77,230円	101,860円
	D	36,950円	49,300円	86,250円	66,560円	115,860円	152,810円
暖房		5,740円	7,660円	13,400円	10,340円	18,000円	23,740円
冷房		8,100円	10,800円	18,900円	14,570円	25,370円	33,470円

区分/時間		9時～12時	13時～17時	9時～17時	18時～22時	13時～22時	9時～22時
		A	P	AP	N	PN	APN
舞台	練習のみに使用する場合	650円	880円	1,530円	1,190円	2,070円	2,720円
	ホール使用者が準備及び練習に使用する場合	ホール利用料金の30パーセントに相当する額					

### ※備考

1	使用区分は、次のとおりとする。
【A】	商業宣伝若しくは営業又はこれらに類する目的の用に供しない場合で、入場料その他これに類するものを徴収しないとき。
【B】	入場料その他これに類するものを徴収する場合で、入場者1人当たりの徴収額の最高額が1,000円以下のとき。
【C】	入場料その他これに類するものを徴収する場合で、入場者1人当たりの徴収額の最高額が1,000円を超え3,000円以下のとき又は商業宣伝若しくは営業若しくはこれらに類する目的の用に供する場合で、入場料その他これに類するものを徴収しないとき。
【D】	入場料その他これに類するものを徴収する場合で、入場者1人当たりの徴収額の最高額が3,000円を超えるとき。
2	藤枝市民及び市内の事業所等以外のものが使用する場合は、当該利用料金(暖房料及び冷房料を含む。)の50パーセントに相当する額を加算する。
3	利用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

## 楽屋利用料金

区分/時間		9時～12時	13時～17時	9時～17時	18時～22時	13時～22時	9時～22時
		A	P	AP	N	PN	APN
第1楽屋	1階	430円	650円	1,080円	870円	1,520円	1,950円
第2楽屋	1階	530円	970円	1,500円	1,310円	2,280円	2,810円
第3楽屋	1階	430円	650円	1,080円	870円	1,520円	1,950円

## 会議室・リハーサル室・ロビー利用料金

区分/時間		9時～12時	13時～17時	9時～17時	18時～22時	13時～22時	9時～22時
		A	P	AP	N	PN	APN
会議室1	2階	660円	880円	1,540円	1,200円	2,080円	2,740円
会議室2	2階	570円	770円	1,340円	1,030円	1,800円	2,370円
会議室3	2階	660円	880円	1,540円	1,200円	2,080円	2,740円
リハーサル室	1階	550円	740円	1,290円	990円	1,730円	2,280円
ロビー	1階	3,120円	4,170円	7,290円	5,630円	9,800円	12,920円

### ※備考

1	リハーサル室等を商業宣伝若しくは営業又はこれらに類する目的をもって使用する場合は、この表に定める利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。
2	藤枝市民及び市内の事業所等以外のものが使用する場合は、当該利用料金(利用料金に前項に掲げる割合を乗じて得た額を加算した合計額)の50パーセントに相当する額を加算する。
3	ロビーの利用料金は、ロビーのみを使用する場合に限る。
4	利用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。